

通所介護
デイサービスダイヤスター
利用契約書

_____様（以下「利用者」という。）とダイヤサービス有限会社（以下「事業者」という。）が開設するデイサービスダイヤスター（以下「事業所」という。）が利用者に対して行う通所介護サービス（以下「サービス」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約期間）

第1条 本契約の契約期間は、_____年____月____日から、利用者の要介護認定の有効期間の満了日までとする。

2 契約期間の満了日までに、利用者から事業者に対して電話連絡等による契約終了の申し出がない場合は、自動更新されるものとし、その後も同様とする。

（契約の終了）

第2条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることで、この契約を解約することができる。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間1週間以内の通知でも、この契約が解約できます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約の解約ができる。

3 次の理由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができる。

- (1) 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
- (2) 事業者が守秘義務に反した場合
- (3) 事業者が利用者やその家族に対して、社会通念を逸脱するような行為を行った場合

4 次の理由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解除ができる。

- (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合
- (2) 利用者またはその家族などが、事業所やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所もしくは医療機関へ入院した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- (3) 利用者が死亡した場合
- (4) 事業者が破産した場合

(代理人)

第5条 利用者は、自らの判断により本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、代理人をもって本契約の締結を行うことができるものとする。

2 代理人は、利用者の代行者として本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行うものとし、責務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 本契約の締結手続き
- (2) 利用料金の支払い
- (3) その他、利用者のサービス利用に係る一切の事項
- (4) 代理人を変更する場合の通知

(天災等不可抗力)

第6条 本契約の有効期間中、天災・その他事業者の責めに帰することができない事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者に対してサービスを提供すべき義務を負わないものとする。

2 前項の場合において、利用者は既に実施したサービスについての利用料金を事業者に支払うものとする。

(協議事項)

第7条 本契約に疑義が生じた場合、または本契約に定められていない事項が生じた場合には、利用者または代理人及び事業者は、誠意をもって協議の上、その解決に努めるものとする。

(第三者機関の仲介)

第8条 利用者または代理人及び事業者双方の協議によっても解決が困難な事態が生じた場合には、利用者または代理人及び事業者は、第三者機関を仲介させ、誠意をもってその解決に努めるものとする。

(その他の留意事項)

第9条 その他の留意事項については、「重要事項説明書」に定めるところによるものとする。

年 月 日

事業者 ダイヤサービス有限会社
代表取締役 大野 法明 印

所在地 愛媛県松山市祇園町6番15号

事業所 デイサービスダイヤスター
管理者 田淵 伸哉

所在地 愛媛県松山市星岡二丁目1番27号

利用者住所
利用者氏名 印

代理人住所
代理人氏名 印

利用者との関係

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が1通ずつ保有するものとする。